毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集 三恵印刷

分 県 編集 三恵印刷㈱ (定価 一箇年 三万七千八百円)

					療 科 目 医師氏名 勤 務 場 所 指定年月日	診
"	番地 大分大学医学部附属病院 大分大学医学部附属病院	英 史	自 下	外 科	平成二十二年九月二十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	'
"	番地 大分大学医学部附属病院 大分大学医学部附属病院	夕 貴	神崎	歯科口腔外科 …	して次の者を指定した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師と 大分県告示第七百六十四号	大分児
11	番地 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 大分大学医学部附属病院	舞	田代	歯科口腔外科	○告	2 3 1
"	番地 ・ 大分大学医学部附属病院 ・ 大分大学医学部附属病院	美香	江 口	歯科口腔外科口		所在五
11	番地 ・ 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 ・ 大分大学医学部附属病院	純平	山 形	歯科口腔外科	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について	第一種大
11	一〇五-一-一豊後大野市犬飼町田原字津留一一〇五-一-一	礼一	児 玉	消化器内科	道路の供用開始	道路路
11	宇佐市大字出光一六五番地の一医療法人信和会和田病院	純治	和田	肛胃外門腸科科科	公司ド旬里位でひ免午の出頂	遊漁場
"	宇佐市大字南宇佐六三五番地宇佐高田医師会病院	斉	三重野	呼吸器内科一	指定施業要件変更予定保安林	指定
11	中津市大字下池永一七三番地中津市立中津市民病院	正 仁	池田	外 科 —	身体障害者福祉法による医師の指定	身体際
11	別府市船小路町一○二-一 ニック 医療法人祥成会みなと眼科クリ	祥徳	谷脇	眼科	次	
"	別府市亀川四ノ湯九番一号 喉科 医療法人聡明会かめがわ耳鼻咽	洋	本	耳鼻咽喉科	ハ分身 第二〇八号 曜	
平二: 九 九 九	別府市大字鶴見四三三三番地大分県厚生連鶴見病院平	稔	大濱	呼吸器科	平成二十二年日	
	十八百円)	- 三万七千	一 賃 年	二恵印吊㈱ (定価	少曜日・金曜日(初祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 ナーゲー県 編集 一	年 退

平成二十二年九月二十八日

大分県報 (告示)

平成二十二年九月二十
十八日
大分県報 (告示)

				l			l		
日田市南友田町五百十六番地の一四 主たる事務所の所在地桑 野 勝 義	"	番地 一番地 一番地	香織	Щ	立立	喉 科	咽	鼻	耳
代表者の	"	番地田町医大ヶ丘一丁目一日布市挾間町医大ヶ丘一丁目一	謙二二	田	野	喉 科	咽	鼻	耳
二 変更申請ご系る時定非営列舌動去人の名称平成二十二年九月十四日 変更申請のあった年月日	"	番地田町医大ヶ丘一丁目一日布市挾間町医大ヶ丘一丁目一	希	美	能	喉 科	咽	鼻	耳
平成二十二年九月二十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。	"	番地 一大分大学医学部附属病院 一丁目一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	恵子	田	前	· 喉 科	咽	鼻	耳
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとお大分県告示第七百六十六号	"	番地 大分大学医学部附属病院 大分大学医学部附属病院	忠 正	谷	造	科	器	尿	泌
会員事項の変更、	"	番地 田布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 大分大学医学部附属病院	和 宏	崎	篠	科	器	環	循
`は載	"	番地 田布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 田布市挾間町医大ヶ丘一丁目一	宗紀	徳	神	科	器	環	循
豊後高田市新地千百六十八番地三四 主たる事務所の所在地飯 田 陽 一	"	番地田町医大ヶ丘一丁目一日布市挾間町医大ヶ丘一丁目一	嘉之	野	河	科	器	環	循
三 代表者の氏名 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	"	番地 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一	亮	井	自	科	器	吸	呼
変更申青に系ら寺三拝宮川岳かなへつ名が平成二十二年九月九日変更申請のあった年月日	"	番地田の一大分大学医学部附属病院	哲史	谷	大	科	器	吸	呼
大分県知事 広 瀬 勝 貞り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。	"	番地 一大分大学医学部附属病院 一大分大学医学部附属病院	泰 之	田	秋	科科	器外	尿臓	泌腎
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとお 大分県告示第七百六十五号	"	番地 古布市狭間町医大ヶ丘一丁目一大分大学医学部附属病院	敏郎	崎	岡	科	内	経	神
大分県報 (告示) 二	月二十八日	平成二十二年九月二							

大分県告示第七百六十七号 六 Ŧi. 1 とする。 3 2 2 3 次の保安林の指定施業要件を変更する予定である。 い、障がいを持つ人の社会復帰、地域社会づくり、社会福祉の増進に寄与することを目的 た、 定款変更の内容 平成二十二年九月二十八日 特定非営利活動に係る事業の変更 この法人は、障がいを持つ人をはじめとする、地域の人々に対して、まごころのこもっ 定款に記載された目的 就労活動・相談・サービス支援事業・地域社会との交流事業、福祉人材育成事業を行 保安林として指定された目的 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 保安林として指定された目的 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 変更後の指定施業要件 玖珠郡玖珠町 (次の図に示す部分に限る。) 変更後の指定施業要件 玖珠郡玖珠町(次の図に示す部分に限る。 (1)(2)干害の防備 公衆の保健 立木の伐採の限度 立木の伐採の方法 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次の森林については、主伐は、択伐による。 間伐に係る森林は、 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 主伐は、択伐による。 玖珠郡玖珠町 (次の図に示す部分に限る。) 次のとおりとする。 大分県知事 広 瀬 勝 貞 る。) <u>=</u> 安林の指定施業要件を変更する。 森林保全課及び大分県西部振興局並びに九重町役場及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供す 大分県告示第七百六十八号 1 2 2 3 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 (「次の図」及び「次のとおり」は、 平成二十二年九月二十八日 保安林として指定された目的 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 保安林として指定された目的 杵築市(次の図に示す部分に限る。) (3) (2)変更後の指定施業要件 名所又は旧跡の風致の保存 玖珠郡九重町・玖珠郡玖珠町 (3) (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 次のとおりとする。 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 その他の森林については、主伐は、択伐による。 その他の森林については、 玖珠郡九重町 (次の図に示す部分に限る。) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 次のとおりとする。 (以上二町について次の図に示す部分に限る。) 主伐に係る伐採種を定めない 省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部 大分県知事 広 瀬 次のように保 勝

貞

二 立木の伐採の限度	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	 主伐は、択伐による。 	 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	土砂の崩壊の防備	2 保安林として指定された目的	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	三1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	 主伐は、択伐による。 	○ 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	土砂の流出の防備	2 保安林として指定された目的	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	二1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。	 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	水源のかん養
3 変更後の指定施業要件	公衆の保健	2 保安林として指定された目的	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	六1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度	③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	(1) 主伐は、択伐による。	 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	魚つき	2 保安林として指定された目的	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	五1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度	(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	③ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	② その他の森林については、主伐は、択伐による。	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	⑴ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。	 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	風害の防備	2 保安林として指定された目的	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	四1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。

2017年月光田村日ブー	丰	山国川漁業協同組合	一 漁業権者の名称及び住所	大分県知事 広 瀬 勝 貞	平成二十二年九月二十八日	の変更を次のとおり認可した。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、遊漁規則	示第七百六十九号		森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度	③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	(1) 主伐は、択伐による。	 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	名所又は旧跡の風致の保存	2 保安林として指定された目的	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	七1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度	(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	町	③ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	2) その他の森林については、主伐は、択伐による。	杵築市(次の図に示す部分に限る。)	⑴ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。	 立木の伐採の方法
			2			•	<u>*</u>	対	<u>⟨</u>	あ	は	<u></u> んっ	すす	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	な		t _		全					る。		の額及の		第六条	変更箇所	三 遊漁規則	内共第一号	二 漁業権の
	合の遊漁	カ茅泉学	ば 未就全つ仂記、2 前項の規定にか		ک °	一年五、〇(舟を吏!	対象魚種				えのり	った	; 、 ; も ; く	うな	いり	はえ、こ 針	135	漁業権 手	魚種 漁				° 28	たし書き	二分の一	だし、肢が	遊漁料の質		の変更の	号	の免許番号
	付は次のと	の幻児) 加記、規定にか		() () () () () () () () () () (申 よ る 易 ー		釣、投釣	釣、							友挂	釣、投	``	漁具漁法				1 ((P	100円に規定す	に相当す	体不自由	額は、次	変更	内容		
	は次のとおりとする。	八中学校生徒の場	、トロ羊交三走)易かかわらず、遊漁者		,	○○円を別途納付するこ	公は、一度こつき		一年二、五〇〇円	五〇〇円								一年五、〇〇〇円	日一、五〇〇円	遊漁料				を力算した客とす	けいでは立つ)日本中草ノに頂いたたたし書きに規定する方法により納付	る額とし、第三項	ただし、肢体不自由者は次に掲げる額	のとおりとする。	後			
	1	合の遊	が未就	二二前号				<u> </u>	- リアラマ	** 「あゆ」 (**)	li	まん えの	すっぽ	ずがに、	ぎ、もく	ない	え、		あゆ	魚種	の場合	一手釣、	((五〇〇円を	こ見言け	不自由者	ただし、	遊漁料				
	1	無料は次の	学の幼児、	の規定こ				Ē	1) (a - (a	は、「はた、ゆ」の年券						針 投針	手釣、竿	釣、友掛	手釣、竿	漁具漁法		`	; 1 1	を加算した	る街とし	は同号に出	第一号の日	の額は、ケ	変			
		とおりとする。	が未就学の幼児、小中学校生徒の場で、前号の共気に対えればで、近辺書	かわらず、 佐角						五、〇〇は、〇〇						年二		一年五、〇〇〇円	五〇〇	遊漁料		竿釣または友掛による遊漁	/ ½1	類とする。	て) 内付けること	掲げる額の二分の	額にだし、第一号の場合において、肢体	伙のとおりとする	更前			

_	J	L	,
/	١	`	١

		(表面) 第 別記様式	
遊 住所 漁 者 氏名 下記の金額を領収いたしました。 様 年齢 才	遊 漁 承 認 証 遊漁区域:山国川本支流全域 下記の者に遊漁を承認します。 (本券は釣りのみに限ります)	平成 年 平成 年 平成 平 平成 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平	全漁業権 手 釣 、 無料
承認期間 1日釣 平成 年 月 日限 1年釣 平成 年 月 日か 平成 年 3月31日ま 禁漁区域 山国川本支流一円 遊漁料 あゆ 1日1,500円	海 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成 年度 遊 漁 承 認 証 下記の者に遊漁を承認します。	種別 遊漁料 (領収金額に〇) 無を含む 年券 5,000円 平 全魚種 日券 1,500円 平 無以外の 年券 2,500円 平 魚使用 年券 5,000円 平 身障者割引額 (半額) 現場徴収手数料 (500円) 平 ※身障者割引を利用される方は、証明証をごま ※裏面の注意事項をご確認ください。 発行者:山国川漁業協同組合 大分県中津市本耶馬渓町樋田91の5 TEL (販売者名 更 前
日限 日から 日まで)円 1年5,000円	★	年券 日券	承認期間 平成年月日より 平成年3月31日まで 平成年月日より 平成年月日より 平成年月日より 平成年月日より 平成年月日より 平成年3月31日まで 平成年3月31日まで 平成年3月31日まで 平成年3月31日まで 円 1日より 1日より 1日より 1日より 1日より 1日より 1日より 1日まで 1日より 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日より 1日まで 1日を 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日を 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日まで 1日ま

宮 磐 () () () () () () () () () (漁港施設用地	大分市大字白木字本谷二五四五番二の地先の公有水面	大
1	埋立地	位置	
A		埋立ての区域	
A 2 1		大分市長 釘 宮	
大分市大学日本学本台二五度 ○七分五二秒 - ○・二八メートルの地点	の地点 Fの地点から三一五度〇七分五二秒二二・五五メート	大分市	大
1	の地点 Eの地点から二七一度五二分三九秒四・〇三メートル	人分市荷揚町二番三十一号	大分
大力・ 1	の地点 Dの地点から二四三度四九分一五秒一一・一六メートルの	田願人の住所及び氏名	二出願
(型)	の地点 Cの地点から二六〇度〇二分五〇秒八・六三メートル	+成二十二年七月十六日	平成
1	の地点 Bの地点から二二五度〇七分五二秒三三・四一メートル	田願の年月日	一出願
Aの地点 基点から一〇四度一〇分五五秒一、〇〇一九六メートルの地点を結んだ線ではまり囲まれた区域 (表) (元(4)、つび、かで(4) (元(4)、)の(4) (元(4)、)の	の地点 Aの地点から一三五度○七分五二秒三四・○○メートルの	広 瀬 勝	
(学) (国) (学) (国) ((学) (日) (の地点 基点から一○四度一○分五五秒一、○○一・九六メートル	+成二十二年九月二十八日	平成
A COLE 1 + 12	域	ゃ、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。	なお、
	各地点を順次に結んだ線及びAの地点とG	の埋立ての免許の出願があった。	水面の埋
(要) (国) (国) (国) ((ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (2		公有水
アル・ド・ドン・「田 500円 1 年2、500円 1 年2、500円 1 年2、500円 1 年2、500円 1 位置 2 回場	大分市大字白木字本谷二五四五番二の地内並びに地先の公有水面	^{宗告} 示第七百七十号	大分県告
要面)			
要更後の遊漁規則の施行の日 (場)	埋立て	平成二十三年四月一日	平成
(素) (型) (T) (T	一七平方メート	施行の	
A/A, A/A, A/A, A/A, A/A, A/A, A/A, A/A		H.	
(2) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	点 6の地点から二八六度○九分二七秒二五・七八メート	(聚)	
A O O H	の地点 5の地点から一三五度○七分五二秒一○・八六メートル	囲	
1 (8 (素) 1 (8 ()) (2) (点 4の地点から四五度○七分五二秒五・四○メートルの		
1~8 (暴) 1~8 (最) 1×	の地点 3の地点から一三五度○七分五二秒一・五○メートル		
2 回地点 1 の地点から一三五度〇七分五二秒一〇・二八メートルの地点を結ぶ 2 回地点 1 の地点から6 の地点までを順次に結んだ線、6 の地点と7 の地点を結ぶ 2 回地点 1 の地点から 3 回地点 1 の地点を 3 回地点 1 の地点から 3 回地点 1 の地点を 3 回地点 1 の地点 2 回地点 2 回地点 2 回地点を 3 回地点 2 回述 2 回	点 2の地点から二二五度○七分五二秒五・四○メートル		
(北緯三三度一四分〇二秒一八四東経一三一度五一分四一秒八九九五	点 1の地点から一三五度○七分五二秒一○・二八メート	} }	
(北緯三三度一四分〇二秒一一八四東経一三一度五一分四一秒八九九五三月三三度一四分〇二秒一一八四東経一三一度五一分四一秒八九九五三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	八五・六一メートル	変	(裏面)
日子の地点 大分市大字志生木字南山口二六五〇番地の国土地理院四等三角点「志生木 「日子の地点を結びり、「日子の地点を指して、「日子の地点を結びする。	(北緯三三度一四分〇二秒一一八四東経一三一度五一分四一秒八九九五〇十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		
『紫羅入峨はンド、ドノン、メミ先でか当。	点(大分市大字志生木字南山口二六五〇番地の地点を結んだ線により囲まれた区域)	山国川漁業協同組合	
『ソ(愈) (温ೲ鏡気半巻巻 500円)	潮位(プラス二・二〇メートル)における公有水面と陸地との境界線及び1の「の地点などの地点でありますを加えて終われる。	※鮎年券購入者はハエ、エノハ、スッポンも可。	
	10也気ひつ30也気までお頂欠こ吉んご泉、	ノハ 1日 500円(釣) (現場徴収手数料	

大分県報 (告示)

大分県報 (告示・公告)

八

なので、同法第百八て準用する同法第三	三が不分明ない三において	2規定により通知した次の者については、その所在が不分明なので、同法第百八(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三	通知した次の者に年法律第二百四十	の規定によりに紹和二十六	十条の二の	に道路の	2、次のように道路の	二項の規定により	第十八条第	八十号)	始する。(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	供用を開始する。
`	}			\							大分県告示第七百七十二号	大分県告示第
リイン・一番	ノ香口ノ音	十 至 3	二番二	一、十二番一及び十二番二	二、十二		`	***************************************		}	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
した日にく、	香里、丁香豆、	、 二番工、	_	大分市守内叮一丁目一番、大分市中央町二丁目六十						まで	九四番二四	
勝	広 瀬	分県知事	ヨハーニョをドニ				九七〇・〇		В	浦字田	大字蒲江	
(a)			二十八日	平成二十二年九月二十八日	平成			六八 ・ つ		ら清字製	谷四五〇〇番一九から佐伯市蒲江大字蒲江浦	
				ッる。 ・	より公告する。				後			
同条第二項の規定に一六条第一項の規定に	めたので、日号)第三十二	第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第二項の規定に市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定に	り、第一種大規模小売店舗立地法特例中心市街地の活性化に関する法律(平	種大規模小声	より、 り、 心		四二二	から ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A	先字ま田	浦四七九四番二四伯市蒲江大字蒲江	八八号
		告	X 		Π	地の区界				ら浦字鷲	谷四五○○番一九から	一般国道三
						上しる対					7	
六・〇〇 四二・一〇		平二・九・一四	四六三番一及び四六三番九杵築市大字南杵築字近松寺		一 号 二二 —	に 係図 表図 関 B	四一二・四	一五・〇大・〇ル	前 A	光田	九四番二四番二四番一九か	
幅員 道路の延長	道路の幅員	指定年月日	定位置		指定番号	上 記 A				浦字鷲	佐伯市蒲江大字蒲江浦	
勝貞	広瀬	大分県知事				備考	延長	敷地の幅員	前後別		区間	及び路線名
			二十八日	平成二十二年九月二十八日	平成二	— 	胞	(事)	或爱更			重丨
			定した。	邱の位置を指定した。	ように道路	Ę		1-1-1	П			
の規定により、次の	一項第五号	(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、	十五年法律第二百		建築基準法						平成二十二年九月二十八日	
			三号		大分県告示						て一般の縦覧に供する。	いて一般の経
`	}				:	に備え置	道路課	平成二十二年九月二十八日から二週間大分県土木建築部	八日から二	九月二十	14	その関係図面は、
											9る。	区域を変更する。
サーニ・ナ・ニナ		四まで 佐伯市蒲江大字蒲江浦字田ノ浦四七九四番二	佐伯市蒲江大字		一般国道三八八号	に道路の	ッ、次のように道路の	一項の規定により	第十八条第	八十号)	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	道路法(四
			から		支持						大分県告示第七百七十一号	大分果告示第
	〇番一九	佐伯市蒲江大字蒲江浦字鷺谷四五〇〇番一九	佐伯市蒲江大字				`	***************************************	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		•	
供用開始年月日		用開始区間		類及び路線名	道路の種類						平成二十二年十月十八日まで	平成二十
勝貞	広瀬	大分県知事 宍								6	平成二十二年九月二十八日か	平成二上
			二十八日	平成二十二年九月二十八日	平成二						門	七 縦覧の期間
			る。	て一般の縦覧に供する。	いて一般の				大分市役所	備課及び	長林水産部漁港漁村整備課及び大分市役所	大分県農林
築部道路課に備え置	分県土木建筑	その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置	成二十二年九月二		その関係						% 所	六 縦覧の場所
)			72 AE	夕真幸 (告え	ブノ			月二一二左 ナチー	<u>z</u>			

宇佐市役所	麻生島彦三郎、安部音店、安部郵加、関本容子、栗林伊田重則、川野泉蔵、河野古之、河野古郎、大隈光典、大と頭は、大隈、中野、川野山、東生島洋、、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門	により行った森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により行った森林法第三十三条の三において準用する同法第三十昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三八の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。 十二年九月二十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞 一、河野正治、三浦清美、石川時彦、柳井藤治、平山三英、	保安林の指定施業要件の変更予定に 百十九号により行った森林法第三十三 古十九号により行った森林法第三十三 よる通知 {} {} {} {} {} {} {} {} {} {}
をあったので、森林法第三十三条の行った通知 行った通知 の三において準用する同法第三十 当該通知の内容を保安林の属する 当該通知の内容を保安林の属する	百七十一号で保安林の指定施業要件を変更した旨通知があったので、本三において準用する同法第三十三条第三項の規定により行った通知三条、同条第六項において準用する同条第三項の規定により通知した次のの所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容市町村の事務所に掲示する。 平成二十二年九月二十八日 下で保安林の指定施業要件を変更した旨通知があったので、本	村寛次、山村セン、吉武忠基、脇屋マサヱ、脇屋	一 所在の不分明な者の氏名 一 所在の不分明な者の氏名 一 所在の不分明な者の氏名 一 、
農林水産省告示第千三の指定施業要件の変更	、農林水産大臣から、平成二十二年八月二十四日付け農年六月二十三日付け森保第五百八号で通知した保安林の	大分県知事 広 瀬 勝 貞二十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。	成二十二年九月二の規定により、当

鳳順、了戒一郎、了戒乙治郎、了戒源吾、了戒友吉、了戒雄蔵、了戒吉 敏、宮本源一郎、宮本春夫、柳順子、山末武、幸野照夫、幸野利夫、李 日野仁介相続財産、松原カズエ、宮川登市、宮丸四郎、宮丸博、宮本明 引地武蔵、引地利房、引地一二三、久野大作、日野辰平、藤野貞義、亡 多市、林伸子、羽良慎司、羽良孝士、羽良時平、羽良勇平、日浦則人、 長田洋治、灘孝一、羽熊金五、羽熊節吉、林田イツ子、林野國夫、林野 明、永田一善、長田清人、永田剛哉、長田信也、永田則明、永田宝作、 勇三郎、佐藤力造、新洞立身、田中吟次郎、垂栄一郎、垂秀夫、月熊 藤敏男、後藤正則、後藤通美、斉藤市十郎、斉藤喜多留、斉藤司、齋藤 近藤政太郎、後藤亀市、後藤環、後藤佐土市、後藤庄太、後藤継雄、 渡辺武重、渡辺綱男、渡辺冨士男、渡辺藤太郎、井原謹一郎、浮城 月俣神社、都留清生、出口松太郎、中村喜作、長田秋吉、永田和 迫野勘吾、 香下孟、小仲梅太郎、小仲君夫、小仲公弘、小仲郡三郎、小仲貞 迫野義雄、佐々木リイコ、佐藤数市、佐藤三郎、佐藤 栗林トセ、栗林虎松、

通知の要旨

第六項において準用する同条第三項の規定により行った通知施業要件を変更したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条、同条予定について、平成二十二年八月二十七日付け大分県告示第六百八十七号で保安林の指定平成二十二年七月二日付け森保第七百二十六号で通知した保安林の指定施業要件の変更

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広

広 瀬 勝

貞

場

所

一 所在の不分明な者の氏名又は名称及び掲示場所

郎信 明石安太郎、 在原武吉、在原安清、泉末造、伊勢代八、一丸相藏、一丸角一、一丸清 所 一丸顕作、一丸作二郎、 在 朝位元文、尼子松太郎、尼子保三、在原金吾、 不 分 一丸新作、一丸清藏、一丸善作、 な 者 丸両作、一 氏 名 丸両策、 又 は 在原儀蔵 名 一丸鷹次 掲 示

> |幸、藤原政信、藤原正博、本多カツ、本多太一、本多勇作、丸熊金五 善太郎、平野惣策、平野鷹次郎、平野半四郎、平野又三郎、平野若太門太、平野顕策、平野顕太、平野定一、平野三郎之助、平野甚平、平野工、豊岡豪道、野田福市、橋園ナヲ、東国東郡来浦村協賛頼母子、平野 太郎、田川仁吉、田川代四郎、田川長作、田川寅三、田川豊子、田川孫 藤原熊五郎、藤原忠良、藤原常太郎、藤原常太郎、藤原寿信、藤原秀 郎、福田國松、福丸勇、福丸儀六、福山和之、藤野源吾、藤原兼太郎、 要、田川兼一、田川兼八、田川金作、田川銀太郎、田川ケサ、田川今朝 久江、 章、吉岡萬九郎、吉武安汀、吉武市十郎、吉武卯三郎、吉武栄太郎、 沙太、八代菊太郎、八代福市、安武源六、矢野松男、山神社、山 藏、宮永フキ、宮永マチ、宮永宮治、三行豪忠、元抜今朝太、 田邉サヨ、谷口好美、津崎重敏、津崎千恵子、津崎マツエ、津崎マツ 一、田川孫市、田川勝、田川雪太郎、竹下勘治、竹下熊一、竹下末吉、 本伊三郎、櫻木庄治、櫻木章司、佐藤イチ、佐藤勘藏、佐藤敬造、財前次郎、小陽久五郎、郷司定己、郷司多賀平、郷司半治郎、郷司芳範、坂 郎、河野仲次、河野常三、河野禎藏、河野傳吉、河野傳蔵、河野寅吉、秋次、河野秋太、河野源吾、河野盛、河野森吉、河野実太郎、河野實太 武長八、吉武成元、吉武史弥、吉武文五、吉武政雄、吉武益雄、吉武紋 武儀三郎、吉武幸四郎、吉武幸平、吉武新吉、吉武新造、吉武仲太、吉 千代子、秦澄男、園田松太郎、高木アサ子、田川伊策、田川岩太、田川 河野直吉、河野直藏、河野貢、河野弥吉、河野彌吉、木伏為十郎、金貴 作、岡治吉、岡部嘉四市、岡弁三郎、岡吉二、岡吉治、金髙幾男、 本弥太郎、岩本弥平、岩本彌平、岩本豊、植木逸男、榎坂吉平、岡栄 本藤作、岩本彦一、岩本政一、岩本松太郎、岩本峯吉、岩本峯太郎、岩 達二郎、岩本達治郎、岩本長太郎、岩本傳七、岩本伝治、岩本傳治、 岩本和吉、 猪俣ヤエ、 村栄作、金村キク、金村啓藏、金村忠作、金村八郎、金村八郎治、河野 俣長三郎、 猪俣サダ、 猪下爾郎、 藏、美野ウメ、宮永勘作、宮永健吾、宮永信司、 水本孫一、水本松藏、水本松太郎、光本亀太郎、 丸熊寅一、三浦仁、三河則隆、水本要、水本給、水本知、水本德太 國廣常策、小南三千代、小陽助一、小陽善吉、小陽民治、小陽民 岩本佐一、岩本佐吉、岩本定七、岩本タケ、岩本武吉、岩本 今永文吾、岩本浅一、岩本伊平、岩本円二郎、岩本園治郎、 猪俣孫三郎、猪俣政二、猪俣政治、猪俣満枝、猪俣モモカ、 猪俣順仁、猪俣善吉、猪俣宅平、猪俣龍美、猪俣忠太郎、 井上申松、井上清藏、 猪下新八、猪下真緑 宮永玉彦、 光本勘次郎、光本 宮永大 元抜袈 金 国東市役所

平成二十二年九月十日	三 作業の終了日	大分市(旦野原及び下判田地域)	二 作業の地域	公共測量(三級基準点測量)	一作業の種類	大分県知事 広 瀬 勝 貞	平成二十二年九月二十八日 平成二十二年九月二十八日 平成二十二年九月二十八日		***************************************	六項において準用する同条第三項の規定により行った通知業要件を変更したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条、同条第二章。	更予定こついて、平成二十二年八月三十一日付け大分県吉示第七百五号で呆安林の指定施 平成二十二年七月十三日付け森保第七百八十三号で通知した保安林の指定施業要件の変	二通知の要旨
						Į į		- 57 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7		米 第	5. 施の変	

平成二十二年九月二十八日

大分県報 (公告)